

日本古代の貴族

隴谷 寿

同志社女子大学

はじめに

今日の第三部セッションは「貴族とは何か」のテーマでの「討論」で、その前提として日本、中国、西欧の各分野から持ち時間1人、15～20分で問題提起を行うことになっている。私は日本の古代、とりわけ平安時代（9～12世紀）を研究領域としているが、この時代に藤原摂関家が全盛期を迎えた。ということはこの時代が貴族の全盛期といえる。そして武家社会に入ると貴族は勢力を弱めていく。中世以降の貴族については笠谷和比古氏や谷口昭氏からコメントをいただければと思う。また今日のテーマは初日のセッション「天皇・公家・武家」とも連動するところが頗る大きいと言える。そして貴族ということでは摂関や公卿も深く関わってくる。

ここでは古代の貴族について紹介し、続いて報告される西欧や中国などとの比較、そして全体の討論の素材となればと考えている¹。



そもそも貴族を事典ではどのように説明しているのか、『広辞苑』(A)と坂本太郎監修『日本史小辞典』(B)でみておこう²。

- (A) ①家柄や身分の貴い人々。②出生によって特権を与えられた支配階級。封建社会になると、僧侶と共に、その身分は階級として位置づけられ、農奴、さらにはブルジョワジーと相対した。
- (B) 高貴の家柄に属すとみなされる人々。普通奴隷・農奴・平民等と峻別される特権的上流階級。本来身分上の言葉であるが、歴史的には常に他の身分の者に対する支配層として現われ、その支配権力によって政治及び文化に重要な役割を演ずる。わが国では古くは高位高姓の公家をいい、中世では武家に対する公家、明治以後は貴族院に列する人々をさして大過ないと思われるが、歴史を通じて貴族は存在した。しかしその最も多彩な時代はやはり、一方に豪族として、他方に官人としての実力と権威を誇った古代律令国家の繁栄期である。

おおよその概念が、とりわけ(B)によって知られよう。貴族概念を歴史事実との関連において捉え、戦後いち早く発表されたものに、幅ひろい研究と教科書裁判でも著名で最近に亡くなられた家永三郎氏の『貴族論』があり、貴族の本質論や文化論など多岐に及ぶが³、ここでは貴族の概念を把握するのに有効と考える部分を抽出して紹介しておく。

貴族とは、本来皇族及び「高姓」の公家等を謂い、後に大名や明治の功労者とその子孫等にして華族に列せられたものをも含めるに至った上流階級（階級を身分と区別する用語法

に従えば身分)の総称である。

貴族の存在が確実に認められるのは、金属文化が輸入せられ、農耕生産が営まれるようになり、而して政治社会が成立した三世紀以降に属する。三世紀の日本の社会を記述した魏志の倭人伝には「……」と見え、既に庶民より一段と尊貴なる地位を保有する特権階級の存在したことを明にしている。

六世紀末以降の物部氏や蘇我氏に至っては、もはやまがう余地のない貴族であった。仏教の伝来を契機とする大陸文化の急激な流入は彼等の生活に更に貴族的な高さを加えた。……かくの如くにして氏姓社会の発展過程の裡に支配階級は次第に貴族として形成せられたのである。

貴族とは現実に於ける尊貴の地位を有するだけではなく、尊貴なる出自と血統の保持者たることを要件とする。世襲せられた氏と姓とが彼等に血統の尊貴の表彰を与えたが、氏姓社会の末期に至っては、その上に観念的な基礎づけが与えられた。

氏姓制国家は貴族形成の時代であったが、十分なる意味での貴族の完成せられたのは七世紀中葉、大化改新に始まる律令国家の編制が行われてからのことであった。大化の改新は屢々豪族の跋扈を断って一君万民の国家を建設する試みであったと解説されて来た。豈はからんや貴族は律令制度に於いて初めてその身分を公認せられ、民衆と隔絶した上流階級としての生活を確立することとなったのであった。……大化の改新の仕上げである律令の制度に於いて、彼等は完全に貴族化されているのを見ることができる。

今一つ貴族の完成を全うせしめたのは都城の制である。氏姓制の国家にあっては固定した政治的首都がなかったから、貴族的水準に達していた有力氏姓階級と雖も、その所領たる農村に居住して、環境のうえでは民衆と分つ處がなかったが、七世紀末八世紀初頭に至り都城の制がしかれた結果、上級官僚はここに集中せられて、おのずから農村の住民と違った都市民的性格を帯びるようになった。平城京が都市としての要件に如何に欠ける處が多かったにせよ、我々は貴族の間に次第に都市住民としての特殊な意識の醸成せられつつあった事実を認めないわけにはゆかぬ。宮殿と伽藍と設計せられた道路とに装われ、同一の身分と文化との享受者たちの会集する平城京には、地方の村落には見られない都会的雰囲気があった。その特殊なる雰囲気の享受者としても、貴族の特異優越の地位ははっきりと区劃されたのであった。曾ては貴族は地方豪族とほとんど相覆うたが、今や貴族は中央都人として地方豪族の域を脱して浮び上がって来たのである。

この時代の貴族は律令制度の形成を踏板として貴族としての地位を確立したのであった。従って貴族にとり律令制度は自己保存の保塁であった。しかも律令制度は、一方で彼等に貴族としての特権を供与しつつ、他方では彼等に国家の官僚、君主の臣僚たるべき義務を要求する。ここに於いて律令時代の貴族は必然的に貴族であると同時に、国家の官僚としての一面を保持せざるを得なかった。

ここからくみ取れる古代の貴族は以下のようなことであろう。その萌芽は3世紀あたりに求められ、6世紀末の物部・蘇我氏はれっきとした貴族であった。そして氏姓社会の進展にともなって支配階級としての位置づけがなされ、それを決定づけるのは尊貴な出自であり、その身

分を公認されるのは律令国家の成立にともなって出現した律令制度によってであった。そして、やがて7世紀末の藤原京に始まる都城制の導入により、官僚としての道を歩む、つまり居住地を離れて都市への集住を余儀なくされた。それは古代の最後の首都である平安京において貴族が都市住民化したことによって貴族としての完成度を高めたと言えようか。

その点を強調されるのは、このテーマでの共同研究の最初の研究代表者でもある村井康彦氏である⁴。要するに貴族とは、土地を離れて上級官僚になる、つまり都市民となることで成立するのであり、それを完遂したのが平安貴族ということになる。その結果として貴族の給与は「代耕の禄」と称されるようになった。

ちなみに「貴族」語の文献における初見は14世紀後半の成立とされる『太平記』（第一、後醍醐天皇御治世事）の次の文であろう。

承久ヨリ以来、儲王撰家ノ間ニ、理世安民ノ器ニ相当リ給ヘル貴族ヲ一人、鎌倉ヘ申下奉テ、征夷將軍ト仰デ、武臣皆拜趨ノ礼ヲ事トス。同三年ニ、始テ洛中ニ兩人ノ一族ヲ居テ、両六波羅ト号シテ、西国ノ沙汰ヲ執行セ、京都ノ警備ニ備ラル。

ここに言う貴族とは、鎌倉3代將軍源実朝の暗殺後に2歳で鎌倉に迎えられ、後に4代將軍となった藤原（九条）頼経のことである。父は関白の道家であるから貴族たるに充分である。

全盛を極めた平安時代にその出典がないのは妙に思われるが、「貴族」語は明治期に設置された貴族院が強く意識され、多用されるようになるのはそれ以降ということに思いをいたすならば、むしろ『太平記』に出るのが不思議というべきか。そもそも貴族は漢語であって「魏晋ごろからあらわれるが、用例はそれほど多くない」という⁵。



ところで五位以上の位階を有することが貴族の要件となっているが、その五位以上には叙位に関して恩典があった。それを示す『令義解』（選叙令）を次に掲げる。

凡授位者。皆限年廿五以上。唯以蔭出身。皆限年廿一以上。凡蔭皇親者。親王子従四位下。諸王子従五位下。其五世王者。従五位下。子降一階。庶子又降一階。唯別勅處分。不拘此令。（中略）凡五位以上子出身者。一位嫡子従五位下。庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子及三位嫡子従六位上。庶子従六位下。正四位嫡子正七位下。庶子及従四位嫡子従七位上。庶子従七位下。正五位嫡子正八位下。庶子及従五位嫡子従八位上。庶子従八位下。三位以上蔭及孫。降子一等。謂。嫡孫降嫡子。庶孫降庶子也。……其五位以上。帶勲位高者。即依当勲階。同官位蔭。四位降一等。五位降二等。

律令官人は正一位から少初位下まで三十階あり、三位以上の子と孫、四・五位の子、つまり貴族には21歳以上になると蔭位制という恩典があった。その他の輩は大学の課程を終え、官吏登用試験に合格して仕官した場合でも最上で正八位上であり、それも25歳以上であった。位階における五位以上と六位以下の差異の大きさを示す一例である。

ここで想起されるのは、清少納言が『枕草子』の「いやしげなるもの」（下品なもの）として「式部丞の笏」を挙げていることである。式部丞は六位相当官であるが、縹色の束帯に身を包んだ彼らが笏を持って朝廷の儀礼に従事している姿は、彼女の目には卑しく見えたのであろう。いっ

ぼう紫式部は、「何ばかりの数にしもあらぬ五位ども」（何ほどの人数にもはいらぬ五位どもなど）と『紫式部日記』に記しており、五位もたいしたことがないと言わんばかりである。そういう彼女たちも五位クラスの家格にすぎないのに、この階層をあたかも野卑のごとくに言うのは、官仕え生活を体験することで天皇家や摂関家といったトップクラスの暮らし向きに馴染んでしまったことによるものであろう。

この時代には、その人がどんな地位にいるのか、といったことは一目で認識でき、それを示すのが服装の色目や文様などであった。位袍といって男子の正装である束帯の一番上に着る袍の色が、位階によって律令制定では細かい規定になっていたが、平安時代に入ってから概略、四位以上は黒（平安初期あたりまでは紫）、五位は緋（朱色）、六位以下は（薄い藍色、緑）、無位は黄というように色別されていた。

このことに関連して興味をひく話がある。慶滋保胤（?～1002）が『池亭記』のなかで述べていることである。天元五年（982）に記されたこの短編は平安中期の平安京の住み分けを記述したものである。後半の自生活を語るところで次のように記している⁶。

予行年漸くに五旬に垂して、適に少宅を有てり。……家主職は柱下に在りと雖も、心は山中に住まふが如し。官爵は運命に任す……。膝を屈め腰を折りて、媚を王侯将相に求めむことを要はず、又言を避り色を避りて、蹤を深山幽谷に刊まむことを要はず。朝に在りては身暫く王事に随ひ、家に在りては心永く仏那に帰る。予出でては青草の袍有り。位卑しと雖も職尚し貴し。

柱下とは内記の唐名であり、50歳近い保胤は中務省の大内記であった。詔勅・宣命や位記の作成などを任務とするこの職にはすぐれた学識者が任命されたが、官人としての位階は低かった。「予出でては青草の袍」とあるのは六位官であることを物語っており、位階は低くけれども誇りある職だ、と自ら吐露している。官爵は運命、上に媚びつてまで昇進を望まない、というあたり言外に下級官人としての限界を強く感じていた意識の表われで、この言辞に身分制という壁の前に如何ともし難い下級官人たちの悲哀を感得できよう。早くから仏門へ傾斜していた彼は、これを執筆した4年後に横川で出家している。

こうした位階の高低は平安京での住居である邸宅の広さにも影響を及ぼした。平安京を構成する碁盤目状の基本形の1町は120メートル四方からなり、約4,400坪の広さをもつが、ここに住むことを許されたのは三位以上であり、四位、五位は2分の1町、六位は4分の1町というふうに位階が下降するに伴って狭小となった。そして最小単位は32分の1町（約130坪ほど）で、これを1戸主と呼び、庶民たちが住まう広さであった。もっとも土地売券などをみると1戸主以下の土地の売買も行われていた。そして平安中期あたりになると、受領（現地に赴任した国守で四位～六位）が財力にものを言わせて1町家を営んだことが「四分の一宅を過ぐべからざるに近来、多く一町家を造営」の記述から知られる。

かの保胤が住まいしたのは左京の六条で邸の広さは4分の1町と規定どおりである。



上述の1町家への居住を許された三位以上を公卿と称したが、ここでは公卿について述べる。

摂関・大臣

||

貴 ……三位以上……上達部……上級宮人……公 卿（含四位参議）……家令を設置

通貴……四・五位……殿上人……中級官人

||

納言・参議

ここに示したように「貴」⁷と称する公卿は大臣から参議まで、位階でいうと三位以上と一部の四位を含むことになる。そして「公」は大臣のことであるが、それと例は少ないが大臣を兼官しない摂政・関白を含む。「卿」は大納言、中納言と参議の謂である。「公卿」語は摂関期には盛んに用いられ、ほかに卿相・月卿・上達部などとも呼ばれ、上級貴族層を構成している。なお、公卿のことを公家と呼ぶ場合があるが、それは武家が登場する中世以降の使用例で、がんらいは「こうけ」と読んで天皇または天皇を含む朝廷を指した⁸。

公卿より下位の「通貴」に相当するのが四位、五位クラスの中・下級貴族であり、記録には上達部と並列して指称される場合の殿上人であり、地下人と対比しての謂である。

ここで平安時代の公卿数の変化を『公卿補任』によってみてみよう。桓武天皇（781年即位）から後鳥羽天皇（1198年讓位）までの各天皇の総平均（原則として踐祚の翌年時〈ほとんど改元〉の数値で示した。正月1日現任官、非参議を除く）と政治体制の変化に焦点をおいた3ブロックに分けたぶんの各平均値を次に掲示する。

桓武～後鳥羽（33代）	20.4人
清和～村上（7代、前期摂関）	14.4人
冷泉～後三条（9代、後期摂関）	20.8人
白河～後鳥羽（11代、院政）	27.1人

天皇1代でみると、最多は六条天皇（仁安元年＝1166）の32人、最少は淳和天皇（天長元年＝824）の11人であり、院政期には増加していることがわかる。

1年あたりの公卿の平均は20人程であるが、前代の奈良時代（710～784）の75年間の平均は10人強であるから、平安時代は倍増していることが知られる。

いっぽう後世との比較も必要であろう。ただ多年にわたるゆえに平均値はとらず、その時代の中点の1年の数値をもって以下に示す（参考までに前後の数年をみたが趨勢は確認される）。

	公卿	非参議	散位
鎌倉時代—正元元（1259）〈龜山即位年〉	37人	41人	23人
南北朝時代—（1363）〈後光厳・後村上〉	38人	34人	41人
室町時代—文明14（1482）〈後土御門〉	31人	15人	26人
安土桃山時代—天正14（1568）〈後陽成即位年〉	27人	8人	11人
江戸時代—享保15（1730）〈中御門〉	36人	43人	41人
慶応3（1867）〈明治〉	40人	82人	23人

一瞥して解るように中世以降、公卿・非参議・散位数の倍増が知られるが、いっぽうでは武家におされて勢力は低下していた。最盛期は平安時代であった。

なお『公卿補任』は慶応4年、つまり明治元年（1868）で終わっているが、それはとりもなおさず、公卿制の解体にはかならない。

ところで平安時代の公卿数を氏姓別にみると、延喜元年（901）から元暦2年（1185）までのほぼ300年間で総計395人（含非参議）のうち、藤原氏が265人（67%）、源氏が79人（20%）、平氏が24人（6%）、そして大中臣〈7人〉以下の10氏で計27人という比率になり、藤原氏が他氏を圧倒していることが知られる。

『公卿補任』第二篇の冒頭、順徳天皇（1210年即位）建暦元年（1211）の「関白 従一位 藤家実」に「近衛」、「左大臣 正二位 同良輔」に「九条」、「右大臣 正二位 同公継」に「徳大寺」、「権大納言 正二位 源通光」に「久我」といったぐあいに氏名の上に家名を注記しており、これは慶応4年の最後まで踏襲されている。

そもそも家名は、一氏族が膨らんできたことなどから本来の氏名では煩雑になったことなどにより鎌倉時代初めごろから便宜的に用いられるようになった。氏族のなかでも一大発展をとげた藤原氏の家名が最多であろうが、そのうち近衛・九条・一条・二条・鷹司の5家は明治に到るまで摂政・関白を交代で継承した家柄であり、五摂家と称した。その頂点に立ったのは近衛家であった。

家名には平安京の街路名が多く、ほかに寺院名（勸修寺、西園寺、徳大寺など）や地名（山科、日野など）に因んで命名された。その結果として氏名＝大家族から家名＝小家族へ、という推移が生じた。そして氏名は位記など正式の場合にのみ用いられ、日常は家名で通したが、やがて氏名が戸籍から姿を消し、家名がとってかわるのは第二次世界大戦後あたりらしい。



みてきたように平安時代の公卿は家族を入れて100人前後、それに四・五位の輩を加えた、いわゆる貴族層は家族を含めて千人ほどであろう。平安京の人口が十数万と推定されているから、ほんのひと握りの人たちであったことが知られる。

ところで貴族を貴族たらしめる要因は、今までに触れたように五位以上の位階の所持、これに伴う服装の色目、都市住民化による居住敷地の広狭などのほかに路頭での礼⁹、乗り物、刑の軽減などいくらかもあるが、生活信条を綴った家訓の所持もその一つといえよう。家訓に関しては今に伝わる『九条殿遺誡』（『九条右丞相遺誡』）¹⁰でみてみよう。

作者の藤原師輔（908～960）は、貴族といっても公卿のトップクラスに身をおく摂関家の家筋である。摂関忠平の二男として誕生し、義兄の実頼が左大臣、師輔が右大臣のとき「一くるしき二」（『榮花物語』）といわれた。すなわち実頼がその地位にいることが苦しいほどに師輔が優れていたという。そして娘の安子が村上天皇の皇后となり、所生の2皇子が冷泉・円融天皇になっている。ただ師輔は、冷泉天皇の即位7年前に死去しているので外祖父として摂関になることはなかったが、子息が3人も摂関となり、その1人、兼家の子が道長であるから長く続く摂関家の嫡流であった。これら子孫への遺誡の内容は多岐にわたっているが、主要なと

ころを列挙すれば以下のようなことである。

- ◇起きたら属星〈生年に当たる星で一生を支配する〉の名字を小さな声で七回となえる
- ◇鏡で面を見て形軀の変化を自覚し、暦を見てその日の吉凶を知る
- ◇楊枝で歯を磨き、口をそそぎ、手や顔を洗う
- ◇仏名を誦し、常に尊重している神社を心に念じる
- ◇日記を付ける〈書く事が多い時にはその日のうちに記す〉
- ◇粥しるかゆを服する
- ◇頭髪を梳き〈3日に一度〉、手足の爪を切る〈手は丑の日、足は寅の日〉
- ◇日を拭んで沐浴する〈5日に一度。しかし1日に沐浴すれば短命、8日は長生き、11日は聡明に、18日は盗賊にあう、亥の日は恥を見る、という具合に日によって吉凶があったから実際に沐浴する日は限られてくる〉

以上が出仕するまでにしなければならぬ事柄である。問題は、これらがどの程度に守られたのかということであるが、例えば爪については『土佐日記』に「爪のいと長くなりたるをみて日を数ふれば、今日は子の日なりければ切らず」とあるから、遵守されていたことを知る。なお、ここに見える粥は今日いうところの粥で朝食の前にとった軽食らしい。この時代の貴族の食事については、遺誡の別のところに「朝暮の膳は、常のごときは多くくろ食ふことなかれ、多く飲むことなかれ、また時剋を待たずして食ふべからず」とあり、朝10時ごろと夕4時ごろの日に2回であった。

朝のうちにこれらのことをこなし、出仕に際しては衣冠を着け、車馬に至るまで派手にならず、真面目に勤務に励み、むやみやたらに人と交わらず、会っても無駄口をたたかず、他人の事をとにかく言わず、借りた物は速やかに返すように、君に忠、親に孝、とまことに詳細に及んでいる。今日にも通じる事柄であろう。

公事については前もって関係文書を見て知得しておくようにとあるが、これは政治の運営に深く関わる公卿にとって最も大切なことである。師輔は『九曆』（『九条殿記』）という日記や『九条年中行事』など公事に関わる記録を遺している。後者は、父の忠平より受け継いだ儀式作法を集大成したもので、九条流故実の基となった。忠平は子息たちに朝儀や政務などを教諭していたが、その父の教えを実頼と師輔の兄弟が筆録したものが『貞信公教命』（二巻）といわれるものである¹¹。

ところで『九条殿遺誡』は師輔が右大臣となって以降に執筆されたらしく、九条流の年中行事や作法を行い公卿生活を営むうえで守らねばならぬ規範を綴った訓戒の書である。おそらく公卿たちの家にはこういった家訓があったものと思うが、稀に伝えられたこの遺誡は好個の史料といえよう。



紙数も尽きたので、この稿を終えるにあたってセッションを通じて西欧や東洋との相違など感じた点をいくつか挙げておく。

「日本の貴族はごく一部を除いて戦争しない」というような指摘があった。日本の貴族が官

僚貴族（＝文人貴族）といわれる所以であり、彼らが貴族の中心であったが、ほかに「五位以上の官職を持つ貴族のうち、軍事力を家職として国家の軍事力の中枢を担う」ところの軍事貴族もいた¹²。しかし貴族全体からすれば少数であり、文人貴族からみれば社会的地位も低かった。いっぽう西欧には官僚貴族は存在せず、もっぱら戦士貴族というから日本と大きく異なるところである。

日本では出自が一生を決定づけるといってもよいほどに家柄がものを言い、かつ嫡子相続であり、世襲制であった。ところが中国の宋代では家柄よりも個人の實力に重きがおかれ、したがって一代限りを宗とし、一代貴族の名もある¹³。科挙による官吏登用制度の採用が思いあわされる。ちなみに西欧においても家柄が決定的要因ではなかった¹⁴。

日本の貴族の特殊性は何に由来するのか、また鎌倉期以降の貴族のあり様はどうだったのか、さらに考えねばならぬ課題と思う。

注

- 1 筆者が貴族についてまとめたものに「日本古代における‘貴族’概念」（村井康彦編『公家と武家—その比較文明的考察』所収、思文閣出版、1995年）、「摂関時代と貴族」（歴史物語講座刊行委員会編『歴史物語講座』第7巻『時代と文化』所収、風間書房、1989年）があるが、この報告は前者に負っている。
- 2 ④は岩波書店、1966年版。⑤は山川出版社、1957年。
- 3 『新日本史講座』の〔古代後期〕の1冊として中央公論社から1949年に刊行された。内容は「序論 貴族論の課題」「前編 貴族階級の歴史」「後編 貴族文化の問題」からなり明治期までおよんでいる。
- 4 たとえば『平安時代史事典』（角田文衛監修、角川書店、1994年）の「貴族」の項目（村井康彦執筆）での「貴族は地方に本貫地を持つ古代氏族が“みやこ”に恒常的に止住し、官僚上層部を構成するようになった時に成立した。従って貴族の成立要件は国家の中枢である宮都が発展し、受け皿としての官司（制）が整備されることであった。……畿内・畿外に散在分布していた豪族は、本貫を離れて宮都に住み、官司に仕える律令官人となり、俸禄で生活する存在となった。地方での生産から遊離した時、貴族化が完了した」といった指摘にみられる。この都市住民化をはじめ論は多岐に及んでおり、この事典の性格から平安時代に焦点があてられているが、日本の貴族を扱った事典のなかではもっとも要を得た内容といえよう。
- 5 共同研究「公家と武家」のメンバーの1人、竺沙雅章氏の発表および論考「門閥貴族から士大夫官僚へ」（村井康彦編『公家と武家—その比較文明的考察』所収、前掲）。なお「貴族」語の出現については「貴族とは何か」のセッションにおいて池田温氏が事例を挙げて報告を行っており、この報告書で取りあげられているので、それを参照されたい。
- 6 原文は漢文体。読み下し文は小島憲之校注『本朝文粹』（『日本古典文学大系』69所収、岩波書店、1964年）による。
- 7 『律』巻第一の「名例律」に「議貴、謂、三位以上、五位以上、是為通貴」とある。
- 8 村井康彦『王朝貴族』（『日本の歴史』8、小学館、1974年）など。
- 9 たとえば「凡三位已下於路遇親王者、下馬而立、但大臣斂馬側立、凡四位以下逢一位、五位已下逢三位已上、六位已下逢四位已上、七位已下逢五位已上、皆下馬、余応敬礼者、皆不下、幕下者、応下者、乗車及陪從不下、中殿、陪從下、中殿、陪從下」（『延喜式』卷四十一）など。
- 10 『群書類従』巻四百七十五所収。別に『九条右丞相遺詔』ともいい、漢文体。その訓詁は『古代政治社会思想』（『日本思想大系』8所収、岩波書店、1979年）に収録されている。師輔は平安京の左京九条に邸宅を構えていたので九条殿と呼ばれた。
- 11 竹内理三「口傳と教命—公卿学系譜（秘事口傳成立以前）—」（同『律令制と貴族政権Ⅱ』所収、御茶の水書房、1958年）参照。
- 12 『京都新聞』2003年2月28日付「森浩一の古今縦断」の「源平再考—宿題編〈下〉」（文化報道部・深萱真徳筆）の元木泰雄氏談。元木氏の研究によれば、軍事貴族には軍事的側面をほとんど公的には表出させない早い段階での兵家貴族と院政期あたりから院や摂関などと結合して、その権門内外に対する爪牙として恒常的に軍事活動を行う段階の京武者がいるという（『武士の成立』、吉川弘文館、1994年ほか）。
- 13 竺沙雅章「門閥貴族から士大夫官僚へ」（前掲）。
- 14 井上浩一「11～12世紀のビザンツ貴族—‘文官貴族’‘軍事貴族’概念を中心に—」・江川温「フランス中世の貴族と社会—特権的支配集団に関する比較史の試み—」（村井康彦編『公家と武家—その比較文明的考察』所収、前掲）